



小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

2013年3月18日(月)

1500万円非課税贈与

1500万円教育費非課税贈与の波紋

今年の税制改正案として報道された孫への1500万円教育費非課税贈与が話題になっています。自分の子どもから、当然に1500万円の贈与が孫にあるものとして話しをされた、と聞いて悩んでいる人がいました。また、基礎控除の4割削減による課税強化に対抗する策として、他の親族から借金してでも全ての孫に1500万円ずつ贈与しよう、としている人もいました。

1500万円教育費非課税贈与とは

親族間の教育費の贈与はもともと非課税ですが、**必要な都度直接**、教育費に充てるために提供されるもの、と限定的に解されていました。今回の税制改正の新提案は、この**必要な都度直接**の要件を直系親族に限り1500万円を限度に解除するものです。

孫が30歳になるまでの学校や塾などに支払う学費や入学金が非課税の対象になり、塾や習い事など学校以外への支払いは500万円が上限ということなので、1500万円が使いきれないこともあり得、その場合はその孫が30歳に達した日に贈与があったものとして贈与税が課税されます。

相続税法にある3年以内贈与の対象にならないか、との疑問を呈する人もいましたが、法律文がまだ未公表なのではっきりは

しません。制度の趣旨からそれはなさそうに思われます。

30年もの長期管理をどうするのか

管理は、金融機関にさせる予定になっています。贈与を請けた資金は金融機関に預け入れ、教育資金非課税申告書とその預け入れ金融機関を経由して、納税地の所轄税務署長に提出することから制度利用が出發します。

また、受贈者は、払い出した金銭を教育資金の支払に充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければならず、金融機関はそれをチェックし、記録し、確認書類を受贈者が30歳に達した日の翌年3月15日後6年を経過する日まで保存しなければならない、とされています。

管理には管理費用がかかるのでは

税制の特典利用には、金融機関のサービスが必要となると、新たな収益源が金融機関に生まれたこととなります。金融庁は新制度で贈与を受ける利用者が年間約93万人いると予想、信託協会では子育て世代の消費が最大で1兆6000億円拡大すると試算している、との報道もあります。



2人に1500万円ずつ贈与しなくちゃ